



鳥取県公報

令和2年4月14日（火）
第9192号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇ 告 示 | 包括外部監査契約の締結（208）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 2 手数料の徴収事務の委託（209）（医療政策課）・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の定款の変更の認可（4件）（210～213）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2 県営土地改良事業計画の決定（214）（〃）・・・・・・・・・・ 3 建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（215）（県土総務課）・・・・ 3 公共測量の終了（216・217）（〃）・・・・・・・・・・ 11 指定居宅サービス事業の廃止の届出（218）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・ 12 森林病虫害の駆除命令（219）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 12 指定居宅サービス事業の廃止の届出（220）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・ 13 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（221）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 13 鳥取県立生涯学習センターの利用料金の一部改正 （222）（教育委員会事務局社会教育課）・・・・・・・・・・ 13 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集（7）・・・・・・・・・・ 14 |
| ◇ 公 告 | 大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 14 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 15 落札者の決定（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 18 随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 18 |

告 示

鳥取県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市吉方温泉一丁目561-2
氏名 上原 武
- 2 契約期間の始期 令和2年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般社団法人鳥取県歯科医師会
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を令和2年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を令和2年4月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を令和2年4月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を令和2年4月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業緊急耐震工事 陰田地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月14日から同年5月7日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第215号

令和3年度及び令和4年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、同年12月31日）までの間のものをいう。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。
- (4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

| 希 望 工 種 | 要 件 |
|---------|-----|
|---------|-----|

| | |
|----------------------------------------|-----------------|
| 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。） | (9)のアに掲げる要件 |
| 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。） | (9)のオの(イ)に掲げる要件 |

- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(1)のアの(ア)のhに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 希望工種が次のアからコまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。
 - ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。）
 - (ア) 県内に本店を有していること。
 - (イ) 次の技術者を県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
 - a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち、1級の検定に合格したもの（以下「1級土木施工管理技士」という。）
 - b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
 - d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者
 - イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）
 - (ア) 次の技術者を常に備えていること。
 - a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者
 - b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者
 - (イ) 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及びリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。

| 区分 | 船 舶 | | 乗 組 員 | | |
|----|--------------------------------------|---------|-----------|-----|--------|
| | 種 別 | 規格能力 | 二級小型船舶操縦士 | 運転士 | その他の船員 |
| 1 | えい船 | 100馬力以上 | 2 | — | 1 |
| 2 | 起重機船（クレーン付台船を含む。） | 25トン吊以上 | — | 1 | 3 |
| 3 | グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラ | 100馬力以上 | — | 1 | 3 |

| | | | |
|--|----------------|--|--|
| | ムを積載できるものを含む。) | | |
|--|----------------|--|--|

- (ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。
- (エ) 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。））にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。
- ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）
当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。））に限る。
(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

| 希望工種 | 機 械 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法面植生工 | 種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条に基づく定期自主点検を受けているものに限る。以下同じ。） |
| 法面保護工 | a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。） |
| アンカー工 | a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。））に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。） |

- オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）
(ア) (4)の本文の要件に該当する場合
 - a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合
 - (a) 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
 - (b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
 - (c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
 - b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合
鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

- (イ) (ア)以外の場合
 - a 県内に本店を有すること。
 - b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
 - (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
 - (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
 - (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）
 - c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
 - d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するJ I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者
- カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）
 - (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
 - (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
 - (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。ただし、モータグレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあつては、モータグレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。

| 種 別 | 処 理 能 力 等 |
|----------------------------------------------|-----------------------------|
| モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。） | ブレードの長さが3.1メートル以上のもの |
| アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。） | 施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの |
| マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固 | 両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量 |

| | |
|-----------------------------------------------------|----------------|
| めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。) | が10トン以上のもの |
| タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。) | 車両の重量が8トン以上のもの |

(エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。

(オ) 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。

a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。

b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあつては、県内の営業所に常に備えていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカ車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

ケ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

コ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあつては、県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 令和3・4年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）

a 入札参加資格希望票（様式第2号）（その1）

b 1の(3)の経営事項審査に係る結果通知書（経営事項審査の申請と同時に申請書を提出する場合を除く。以下「経審結果通知書」という。）

c 工事経歴書（様式第3号）（直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合等に限る。）

- d 職員調書（技術職員）（様式第4号）（経営事項審査を受けている場合を除く。）
- e 職員調書（その他の職員）（様式第5号）（経営事項審査を受けている場合を除く。）
- f 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書（鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係る納税証明書については、県税に係る承諾書及び誓約書（様式第5号の2）を提出する場合を除く。）
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
- g 建設業許可の通知書の写し
- h 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）
- (イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）
 - a 県外業者入札参加資格希望票（様式第2号）（その2）
 - b 経審結果通知書の写し
 - c 営業所一覧（様式第6号）
 - d (ア)のcの書類
 - e 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)のfの納税証明書
 - f 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - g 建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - h 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - i 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、令和3・4年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）
 - (イ) 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し等（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - (ウ) 職員写真（様式第10号）
 - (エ) 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
モルタル吹付機にあつては、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。
 - (オ) 機械設備等写真（様式第12号）（モルタル吹付機にあつては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種圧力容器明細書の写しを添付すること。）
 - (カ) 実務経験証明書（様式第13号）（希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）
- ウ 様式第1号、様式第4号、様式第6号又は様式第9号から様式第12号までの書類の記載事項に変更を生

じた場合は、令和3・4年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第14号又は様式第15号）を次の場所に速やかに提出すること。

(ア) 県内業者

申請者の営業所を管轄する次の事務所

鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課建設業担当（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 電話0857-20-3593）

鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課建設業担当（〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話0858-72-3853）

鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課建設業担当（〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話0858-23-3243）

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局建設総務課建設業担当（〒683-0054 米子市柗町一丁目160 電話0859-31-9702）

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局建設総務課建設業担当（〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話0859-72-2023）

(イ) 県外業者

(4)に同じ。

(2) 提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

ア 令和3年4月認定

県内業者にあつては令和2年4月14日（火）から令和3年1月29日（金）までの日（鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、県外業者にあつては令和3年2月1日（月）から同月26日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 令和3年7月認定

令和3年4月1日（木）から同月30日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、合併、設立等を行った者は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間を審査基準日とした経営事項審査を受けていること。

ウ 令和3年10月認定

令和3年7月1日（木）から同月30日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、1の（3）の経営事項審査を受けていない者及び合併、設立等を行った者は、令和2年10月1日から令和3年6月30日までの期間を審査基準日とした経営事項審査を受けていること。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、(2)の提出期間の末日までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課

（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(5) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/32784.htm>）に掲載するので、提出書類については、ここから入手すること。

ただし、これにより難い者は、直接(4)の提出先にて午前9時から午後5時までに入手すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和2年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別 表

| 発注工事種別 | | | | | | | | | |
|----------------|-----|-----------------|--------|---------|----------|-----|-------|-----|---------|
| 大区分 | 略号 | 中区分 | 小区分 | 略称 | 大区分 | 略号 | 中区分 | 小区分 | 略称 |
| 土木一式工事 | (士) | 一般 | - | 土木一般 | 鉄筋工事 | (筋) | - | - | 鉄筋工事 |
| | | アレキスト・コンクリート | - | P C | 舗装工事 | (ほ) | 一般 | - | 舗装一般 |
| 建築一式工事 | (建) | 港湾 | - | 港湾工事 | しゅんせつ工事 | (し) | アレキスト | - | アレキスト |
| | | 一般 | - | 建築一般 | 板金工事 | (板) | - | - | しゅんせつ工事 |
| 大工工事 | (大) | 解体 | - | 建築解体 | ガラスト | (ガ) | - | - | 板金工事 |
| | | - | - | 大工工事 | 塗装工事 | (塗) | 一般 | - | ガラスト |
| 左官工事 | (左) | - | - | 左官工事 | 防水工事 | (防) | 区画線工 | - | 区画線工 |
| | | 交通安全施設 | - | 交通安全施設 | 内装仕上工事 | (内) | 一般 | - | 内装一般 |
| とび・土工・コンクリート工事 | (と) | 一般 | - | 法面一般 | 機械器具設置工事 | (機) | 量工 | - | 量工 |
| | | 法面養生工 | 法面養生工 | 法面養生工 | 熱絶縁工事 | (絶) | - | - | 熱絶縁工事 |
| | | 法面保護工 | 法面保護工 | 法面保護工 | 電気通信工事 | (通) | - | - | 電気通信工事 |
| | | 落石防止網工 | 落石防止網工 | 落石防止網工 | 造園工事 | (園) | - | - | 造園工事 |
| | | アンカー工 | アンカー工 | アンカー工 | さく井工事 | (井) | - | - | さく井工事 |
| 石工事 | (石) | - | - | 石工事 | 建具工事 | (具) | - | - | 建具工事 |
| | | - | - | 屋根工事 | 水道施設工事 | (水) | - | - | 水道施設工事 |
| 電気工事 | (電) | - | - | 電気工事 | 消防施設工事 | (消) | - | - | 消防施設工事 |
| | | - | - | 管工事 | 清掃施設工事 | (清) | - | - | 清掃施設工事 |
| 管工事 | (管) | - | - | 管工事 | 解体工事 | (解) | 鋼 | - | 解体工事 |
| | | ダイヤル・れんが・ブロッコ工事 | - | ダイヤル等工事 | 鋼構造物一般 | (鋼) | 鋼 | - | 鋼構造物 |

注意事項
 1 工事の種別は、大区分(建設業法に基づく建設工事の種類に対応) - 中区分 - 小区分 - 大区分 - 小区分の最小の区分において行う。
 (例) 土木一式工事(アレキスト・コンクリート) とび・土工・コンクリート工事(法面処理(アンカー工))、水道施設工事
 2 土木一式工事(港湾)に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 ①船舶を使用して実施する工事、②潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、③海中又は海上工作物(コンクリートブロックを除く。)を陸上で製作する工事
 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるもの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
 5 解体工事に係る工事は土木工作物や建築物を解体する工事で、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。

鳥取県告示第216号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、数値地形図データファイル作成）
- 2 作業地域 鳥取市内
- 3 終了年月日 令和2年3月31日

鳥取県告示第217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域 八頭郡若桜町都市計画区域
- 3 終了年月日 令和2年3月27日

鳥取県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------------|--------------|---------------|---------|
| 社会福祉法人和 | ヘルパーステーションわのわ | 倉吉市堺町二丁目 239-87 | 令和2年4月 2日 | 令和2年4月 30日 | 訪問介護 |

鳥取県告示第219号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
令和2年5月29日から同年7月17日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。
- (「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第220号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

鳥取県西部総合事務局長 吉 村 文 宏

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------|---------------|----------------|-----------|-----------|---------|
| 株式会社ノーブルライフ | 訪問介護睦月 | 米子市淀江町佐陀1282-1 | 令和2年3月24日 | 令和2年3月31日 | 訪問介護 |
| 社会福祉法人養和会 | ヘルパーステーションつばさ | 米子市米原1460-7 | 令和2年3月30日 | 令和2年5月1日 | 訪問介護 |

鳥取県告示第221号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 廃止年月日 | 住所 | 名称 |
|-----------|--------------|----------|
| 令和2年4月27日 | 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取食品衛生協会 |

鳥取県告示第222号

平成31年鳥取県告示第200号(鳥取県立生涯学習センターの利用料金について)により告示した利用料金の一部を改正することについて鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号)第11条第2項の規定に基づき令和2年3月30日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|
| 1 利用料金 | | | 1 利用料金 | | |
| (1) 施設利用料等 | | | (1) 施設利用料等 | | |
| 区分 | 施設利用料 | 冷暖房料 | 区分 | 施設利用料 | 冷暖房料 |
| ホール | 1時間につき 5,230円 | 1時間につき 1,570円 | ホール | 1時間につき 5,140円 | 1時間につき 1,540円 |
| 講義室 | 1時間につき 1,930円 | 1時間につき 580円 | 講義室 | 1時間につき 1,900円 | 1時間につき 570円 |
| パソコン 研修室 | 1時間につき 310円 | 略 | パソコン 研修室 | 1時間につき 300円 | 略 |
| 大研修室 | 1時間につき 830円 | 1時間につき 250円 | 大研修室 | 1時間につき 820円 | 1時間につき 240円 |

| | | |
|-------------------|----------------------------|------|
| 中研修室 | 1時間につき 520円 | 略 |
| 小研修室 (洋室) | 1時間につき 310円 | 略 |
| 小研修室 (和室) | 1時間につき 310円 | 略 |
| 略 | | |
| 団体交流 室 | 1平方メートル1月 につき 1,390円 | 略 |
| 備考 略 | | |
| (2) ホール設備利用料 | | |
| 区分 | 利用料 | |
| 略 | | |
| ピンスポットライト | 1台1時間につき | 210円 |
| 略 | | |
| 音響反射板 | 1式1時間につき | 480円 |
| ピアノ | 1台1時間につき | 210円 |
| 略 | | |
| 備考 略 | | |
| (3) ホール設備以外の設備利用料 | | |
| 区分 | 利用料 | |
| ピアノ | 1台1時間につき | 210円 |
| 略 | | |
| 備考 略 | | |
| 2 略 | | |

| | | |
|-------------------|----------------------------|------|
| 中研修室 | 1時間につき 510円 | 略 |
| 小研修室 (洋室) | 1時間につき 300円 | 略 |
| 小研修室 (和室) | 1時間につき 300円 | 略 |
| 略 | | |
| 団体交流 室 | 1平方メートル1月 につき 1,360円 | 略 |
| 備考 略 | | |
| (2) ホール設備利用料 | | |
| 区分 | 利用料 | |
| 略 | | |
| ピンスポットライト | 1台1時間につき | 200円 |
| 略 | | |
| 音響反射板 | 1式1時間につき | 470円 |
| ピアノ | 1台1時間につき | 200円 |
| 略 | | |
| 備考 略 | | |
| (3) ホール設備以外の設備利用料 | | |
| 区分 | 利用料 | |
| ピアノ | 1台1時間につき | 200円 |
| 略 | | |
| 備考 略 | | |
| 2 略 | | |

附 則

この告示は、令和2年4月14日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

令和2年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年4月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年4月20日(月) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙出前講座の実施計画について
 - (2) その他

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和2年4月14日から令和2年6月14日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和2年6月14日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎
鳥根県安来市汐手が丘29-7
有限会社あたらしや商事 代表取締役 井上 賢明
鳥取県米子市東福原六丁目14-45
- 2 大規模店舗の名称
（仮称）TSUTAYA米子東福原店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市東福原六丁目822-4 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗・サービス店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
4,113平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和2年6月30日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 上 原 正 樹

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称
鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室Ⅰほか2室パソコン等 一式
 - (2) 借入物品の仕様及び数量
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
 - (4) 納入期限
令和2年9月30日（水）
なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。
 - (5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年4月20日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年4月14日（火）から同年5月26日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年4月14日（火）から同年5月26日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年4月14日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年4月14日（火）から同年5月1日（金）までの間にインターネットのホームページ（ウェブサイト（<https://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 令和2年4月14日（火）から同年5月1日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終

日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月26日（火）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月25日（月）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年5月1日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) May 1, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 26, 2020 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 25, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori koryou High School 3-250 koyamachokita, Tottori-shi, 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-0250

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| | |
|--------------------|------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 令和2年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年3月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社中国営業所 広島県広島市中区八丁堀5-7 |
| 5 落札金額 | 63,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年1月24日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局危機対策・情報課 鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月18日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契約金額 | ICカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円 ICカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円 ICカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円 運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円 高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円 |
| 6 随意契約による理由 | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達を |

した物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271